## 食肉科研/行政情報等発信サービス

### No.428 2024/12/26

- 1 食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について 消費者庁は、12月25日、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第6項の規定により 準用することとされた同条第2項の規定に基づき、食品表示基準(平成27年内閣府令第 10号)の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いました。
  - 1. 諮問内容 食品表示基準の一部改正
  - 2. 諮問に至った経緯

以下の内容を踏まえて食品表示基準を一部改正するものです。

- (1) 栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除 令和2年3月公表の「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、第3 条第1項、別表第4「個別の表示ルール(名称、原材料名、添加物、内容量)」及び 別表第24「一般用生鮮食品の個別的表示事項」に規定された、一般用加工食品の 横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるも のに関する記述を削除することとする。
- (2) 栄養素等表示基準値等の改正
  - (ア)令和6年10月公表の「「日本人の食事摂取基準(2025年版)」策定検討会報告書」 (厚生労働省)を踏まえ、別表第10「栄養素等表示基準値」に規定している栄養 素等表示基準値を改正することとする。また、併せて、別表第12「栄養成分の 補給ができる旨の表示の基準値」に規定している栄養素等表示基準値を根拠に基 準値を決定している栄養強調表示の基準値も改正することとする。
  - (イ)令和5年度に実施した調査において、「食物繊維」については、低含有量である場合、大きな試験室間誤差が生じることが確認されたため、
    - 許容差の範囲の見直し、
    - 0と表示することができる量の規定を追加

を行う等、別表第9「栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量」に規定している当該物質の許容差の範囲等を改正することとする。

(ウ)令和5年度に実施した調査において、ビタミンB群における高速液体クロマトグラフ法について、分析方法として食品表示基準に位置付けることが適当である旨の評価があったことを踏まえ、別表第9「栄養成分及び熱量の表示単位、測定法、許容差の範囲及びゼロと表示できる場合の含有量」に規定している当該物質の測定及び算出の方法を改正することとする。

#### (3) 個別品目ごとの表示ルールの見直し

令和6年度に開催された「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における検討結果を踏まえ、別表第3「食品の定義」、別表第4「個別の表示ルール(名称、原材料名、添加物、内容量)」、別表第5「名称の規制」、別表第19「追加的な表示事項」、別表第20「表示の様式」及び別表第22「表示禁止事項」について、所要の見直しを行うこととする。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food\_labeling\_cms201\_241225\_03.pdf

# 2 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更素案に関する御意見募集について

消費者庁は、令和2年3月31日に閣議決定された、食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)第11条第1項の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)について、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、5年を目途に見直しを行うところ、食品ロス削減推進会議において基本方針の変更素案を作成し、令和6年12月25日(水)から令和7年1月23日(木)まで(郵送の場合は同日必着)広く国民の皆様の御意見を募集しています。

新旧対照表8ページの変更素案には、

・期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態調査や、有識者から構成される検討会での議論を踏まえ、食品ロス削減の観点から見直しを行うこととしている「食品期限表示の設定のためのガイドライン」について、改正後の内容を食品関連事業者に周知するとともに、本ガイドラインの考え方を踏まえた各業界団体等の個別食品に係る期限設定のガイドライン等の見直しを促し、食品ロス削減に向けた取組を進める。

と追加されています。

https://public-comment.e-

gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=235100004

#### 2 食品寄附ガイドライン~食品寄附の信頼性向上に向けて~

2023(令和5)年12月22日に関係省庁により取りまとめられた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」においては、未利用食品等の提供(食品寄附)の促進のため、食品寄附に関するガイドラインや食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについて、官民で協力して検討し、作成することとされました。

このため、上記ガイドライン等について、官民一体となって法的・技術的・経済的な課題や解決策を協議し、とりまとめる場として、「食品寄附等に関する官民協議会」が設立されました。

12月25日、その取りまとめが(第一版)として公表されました。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/information/food\_loss/conference/assets/consumer\_education\_cms201\_241225\_01.pdf